

2025年度（第44回） 四国クラブ対抗競技愛媛県予選

共催：愛媛県ゴルフ協会

四国ゴルフ連盟

開催日：令和7年7月3日(木)

競技場：道後ゴルフ倶楽部

《大会役員》

大会会長	愛媛県ゴルフ協会会長	高橋 祐二
大会役員	愛媛県ゴルフ協会競技委員長	加藤 正之
	道後ゴルフ倶楽部理事長	河原 次瞭
競技委員長	愛媛県ゴルフ協会競技副委員長	田頭 康和
競技副委員長	愛媛県ゴルフ協会競技委員長	加藤 正之
	道後ゴルフ倶楽部競技委員長	長谷川 學
競技委員	協会競技委員及び開催クラブ競技委員	
運営委員	協会加盟クラブ支配人	

【ゴルフ規則等の適用】

本競技については、R&A と USGA が承認したゴルフ規則(2023 年 1 月施行)と下記のローカルルールと競技の条件を適用する。ローカルルールと競技の条件の修正や追加については、開催会場の公式掲示板で確認すること。下記に参照するローカルルールの全文については 2023 年「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jp で閲覧可）。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（2 罰打）。

《ローカルルール》

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (a) アウトオブバウンズの境界は、白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズと定められた境界を挟んだどちらか一方からプレーされ、その境界を挟んだ反対側に止まった球はアウトオブバウンズである。そのことは球が他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まった場合にも当てはまる。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1に基づいて反対側の救

済を受けることができる。

3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

(a) 修理地

- (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域
- (2) 委員会が異常な損傷とみなした地面（例：観客や車両の動きによって生じた損傷区域）
- (3) 芝で覆われているケーブル用の溝
- (4) フレンチドレイン（石を敷き詰めた排水用の溝）
- (5) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- (6) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かせない障害物

- (1) 白線の区域と動かせない障害物がつながられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべてのものは、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (3) ケーブルを覆っている固定されたマットとすべてのランプ（傾斜台）
- (4) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- (5) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある排水溝）。
- (6) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (7) フェアウェイに埋め込まれている残り距離表示板は、動かせない障害物とする。

(c) 地面にくい込んだ球

規則 16.3 は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

(d) パッティンググリーンに近接する動かせない障害物

球が、ジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある場合で、パッティンググリーンに近接する動かせない障害物（スプリングラーヘッドなど）がプレーヤーのプレーの線上にあり、パッティンググリーンから2クラブレンジス以内、球からも2クラブレンジス以内にある場合には、ローカルルールひな型 F-5 を適用し規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる。

例外：プレーヤーが明らかに不合理なプレーの線を選ぶ場合、このローカルルールに基づく救済はない。

4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 所定の場所にあるバンカーライナー（砂止めのシートやネット）
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物

(c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）

5. クラブと球

(a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

(b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

ストロークを行う時、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行った罰：失格

(c) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反の罰：失格

注：適合クラブと球の更新されたリストは www.jga.or.jp あるいは www.randa.org で閲覧できる。

6. プレーの中断と再開の合図（規則 5.7）

- ・差し迫った危険のための即時中断：本部より競技委員を通じ競技者にカートナビで連絡する。
- ・危険な状況ではない中断：本部より競技委員を通じ競技者にカートナビで連絡する。
- ・プレーの再開：本部より競技委員を通じ競技者カートナビで連絡する。

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

7. 練習（規則 5.2b 及び規則 5.5b）

(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習禁止

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、**規則 5.2b** は、次の通り修正される：

「ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。」

規則 5.2 の違反の罰：最初の違反は 2 罰打、2 回目の違反は失格

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

(b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習禁止

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、**規則 5.5b** は、次の通り修正される：

「2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークを行う。又は、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. 移動

ラウンド中、プレーヤーはいつでも動力付きの移動機器に乗車することができる。

9. キャディー

プレーヤーは、ラウンド中、キャディーを使用してはならない。

この条件の違反の罰は、違反のあった各ホールに対して一般の罰（2 罰打）とし、違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合には、次のホールで一般の罰（2 罰打）を受ける。

10. ティーム競技でのアドバイス（規則 24）

ティームキャプテンとアドバイス・ギバー

- (a) ティームキャプテンは、アドバイス・ギバーである。
各ティームは、アドバイス・ギバーとして、キャプテンの他に 1 人をサブキャプテンとして指名することができる。
ティームは、キャプテンとサブキャプテンを前もって委員会に届け出なければならない。
- (b) キャプテン及びサブキャプテンは、同じクラブのメンバー又は職員でなければならない。（アマチュアに限る。）
キャプテン及びサブキャプテンは、選手と兼任することができる（クラブ職員の場合を除く。）が、ラウンドのプレー中は、アドバイスを与える権利を放棄しなければならない。
- (c) キャプテンとサブキャプテンは、ティームのプレイヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、プレーの線の指示をしてはならない。
また、パッティンググリーン周辺やティーインググラウンドに立ち入ってはならない。
- (d) キャプテンとサブキャプテンは、自分のティームのプレイヤーとの関係において、そのサイドのプレイヤーと同じステータスを持つ。（但し、プレイヤーとしてラウンドのプレー中の場合を除く。）
- (e) 申込締切後、組合せ及びスタート時刻表がリリースされた以降の登録選手のスタート時刻の変更は、禁止とする。

《競技の条件》

11. 参加資格

プレイヤーは各競技に定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

12. スコアカードの提出

プレイヤーのスコアカードは、プレイヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレイヤーは、スコアリングオフィシャル（競技委員等）にその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

13. 競技方法、順位の決定

18 ホールズストロークプレー（スクラッチ競技）とし、参加選手 6 名のうち上位 5 名の合計打数により決定し、合計打数が等しいときは参加選手の第 6 位の打数により決定し、なお、同打数のときは同位のベストスコアの少ない方が優先し、なお、同打数のときは順次第 2 位以下の打数の少ない者より順位を決定する。

14. 競技の結果－競技の終了

本競技は、競技委員長が成績表に署名した時点を以って終了したものとみなす。

《注意事項》

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングテント内及びハウス内掲示板に掲示して告知する。

2. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課すことがある。
3. コース内での携帯電話は委員会の許可なく使用することを禁止する。
4. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用を禁止する。
5. 指定スタート時刻の20分前には受付を済ませ、8分前には必ずティーイングエリア周辺に待機すること。
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
7. 競技会を無断欠席した場合は、協会主催競技の一年間出場停止とする。
参加を取り止める場合には、必ず事前に開催コース（道後ゴルフ倶楽部 089-977-0111）に届けること。
8. 大会当日のキャプテン会議は実施しませんので、選手の変更は当日の朝（7時20分）の運営会議までに道後ゴルフ倶楽部へ届けること。
9. 欠席のあった場合は、組合せを変更することがある。
10. コース内でのゴルフクラブ等の忘れ物につきましては対応出来ませんので、各自ご注意ください。
11. 競技成績は愛媛県ゴルフ協会のホームページで公表し、個人あてのFAXは受け付けない。

《エチケット・マナー》

1. コース内では、危険防止のため必ず着帽すること。
2. コース内は、指定場所以外禁煙（非燃焼・加熱式たばこや電子タバコを含む。）です。
3. 入場時には、上着（ブレザー・ジャケット）を必ず着用すること。ただし、夏季（6月～9月）の着用は、任意です。
4. プレー時は、襟付きのスポーツシャツを着用すること。（ハイネックのものも可ですが、Tシャツと見間違えるようなものは不可）
また、タオルを肩にかけたり、首に巻きつけるような行為は、謹んで下さい。